

東京都共同募金会・日本赤十字社（東京都支部） に対する寄附金の取扱いについて

<概 要>

平成26年1月1日現在、東京都内在住の方が支払った**東京都共同募金会又は日本赤十字社（東京都支部）に対する寄附金**（活動資金等。東日本大震災に係る義援金は「[ふるさと寄附金](#)」として取扱います。）については、個人住民税の税額控除※が受けられます。

平成25年中に支出した寄附金について、個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、**平成26年3月17日（月）までに所得税の確定申告を行うことが必要です。**

※**街角募金等の匿名による募金は個人住民税の寄附金税額控除の対象になりません。**

<税額控除を受けるための手続き>

平成26年3月17日（月）までに、所得税の確定申告を行うことが必要です。
確定申告時には次の点にご注意ください。

- 1 寄附先名称・寄附金額等について、該当する欄に正しく記載してください。
[手続き（確定申告書の記載方法）の詳細について](#)

<所得税の確定申告書A 記載箇所>

【申告書第二表】

「○ 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「**⑱寄附金控除**」欄に寄附先所在地及び名称を記載

「○ 住民税に関する事項」欄の「**寄附金税額控除 住所地の共同募金会、日赤支部分**」欄に寄附金額を記載

<所得税の確定申告書B 記載箇所>

【申告書第二表】

「○ 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「**⑯寄附金控除**」欄に寄附先所在地及び名称を記載

「○ 住民税・事業税に関する事項」欄の「**寄附金税額控除 住所地の共同募金会、日赤支部分**」欄に寄附金額を記載

※**所得税の寄附金控除を受けるためには、申告書第一表の「寄附金控除」欄に記載してください。**詳細は税務署にお問い合わせください。

- 2 確定申告書に、領収書や受領証を添付してください。

<東京都共同募金会・日本赤十字社（東京都支部）に対する寄附金の寄附金税額控除額>

個人住民税額から、**基本控除額**に相当する額が控除されます。

基本控除額：「（寄附金額※－2,000円）×10%」